

歳入歳出の見直し調査結果

第2回新財源確保有識者会議資料

平成27年7月27日

I 歳入歳出の見直し調査について

1 調査目的

新たな財源対策の取組みにあたっては、その前提として、これまで以上に既存の歳入歳出の見直しを行う必要があるため、次の考え方のもと、歳入歳出の見直しを調査を実施したもの。

(歳入予算)

新たな町民負担を行う前に、受益者負担の原則に立ち、「現行の料金が適切か」という視点で調査を実施□

(歳出予算)

これまでも、財政再建プラン・財政健全化プランの実施とともに、毎年度の予算査定や予算執行において継続した見直しを行ってきたが、町民に新たな負担を求める前に、それでも必要な事務事業であるかという視点で事務事業の評価を実施

2 調査対象

平成27年度当初予算の歳入歳出のうち、歳入は、「使用料・手数料」、歳出は、「経常費の一部科目」「事業費のうち全事業」を対象としたもの。

(歳入予算)

手数料 … 手数料条例に規定されている手数料ごとに調査を実施

使用料 … 使用料条例に規定されている使用料ごとに調査を実施

(歳出予算)

経常費 … 経常費の「報償費」、「役務費」、「委託料」、「負担金補助及び交付金」、「扶助費」について各事務事業の節ごとに調査を実施
(旅費、需用費等の純然たる事務費は調査対象外としたもの)

事業費 … 全事業費で調査を実施

3 調査時点

平成27年6月

4 調査方法

歳入は、使用料及び手数料の設定方法と改定状況について調査し、歳出は、見直しの4つの視点とフローチャートをもとに回答を依頼したもの。

(歳入予算)

使用料及び手数料の「設定状況」、「減額・免除の状況」、「料金改定状況と今後の見込み」について調査を実施

(歳出予算)

次の4つの見直しの視点と事務事業の見直しフローチャートをもとに調査を実施

●見直しの4つの視点

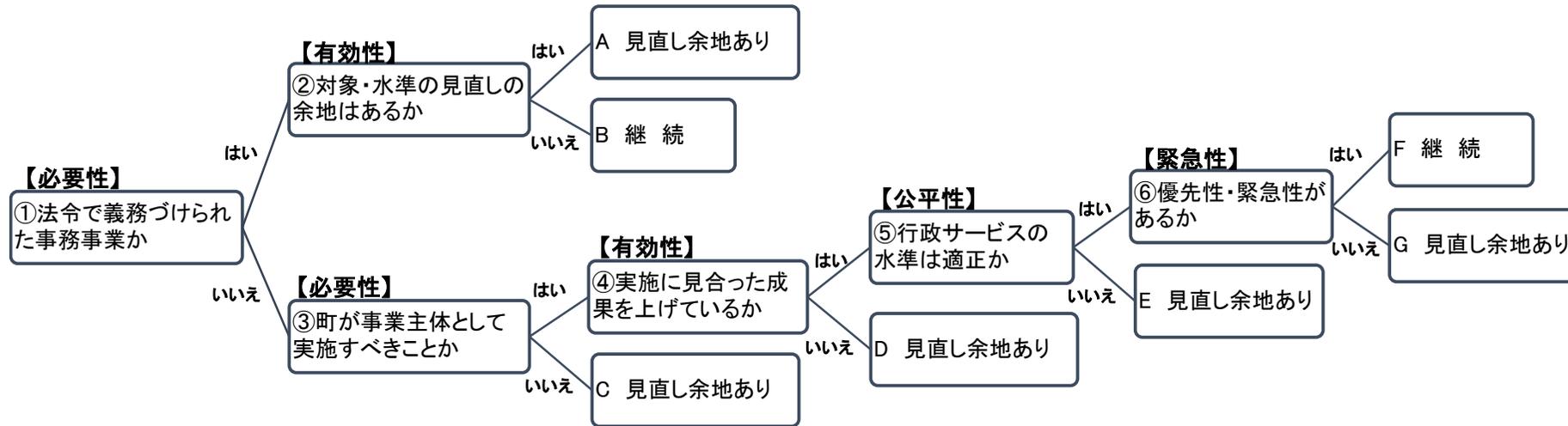
必要性 … 行政の責任において、町が実施する必要があるか

有効性 … 目的に対して効果を上げられているか、より効率的な実施方法はないか

公平性 … 行政サービスが過剰となっていないか、また、対象者が固定化されていないか

緊急性 … 現在の厳しい財政状況を踏まえたうえで、他の事務事業以上に引き続き実施する必要があるか

■ 事務事業の見直しフローチャート ■



【各設問の補足説明】

- ①国の法令等(県や町の例規は除く)の規定に従い、義務的に行う必要があるか。
- ②国や県の制度の横出し(対象の拡大)・上乘せ(給付の追加)事業など、町単独分はあるか。
- ③町が直接関与して実施する必要があるか(近隣市町でも行政が実施しているか)。また、民間や町民の力を活用できるか。
- ④目的を実現するための手法、手順は適切か。また、他の事務事業と重複していないか。
- ⑤受益者負担は適正か。また、近隣市町と比べ、行政サービスの対象範囲や水準が過剰になっていないか。
- ⑥厳しい財政状況のなか、他の事務事業よりも緊急性が高く優先して実施すべきか。また、延期・休廃止等是可以か。

区分	対応	区分	対応
A	根拠法令(国の法律・政令)及び町単独分(横出し・上乘せ分等)の内容を記入すること	E	上回っている行政サービスの内容がわかるように、近隣市町と町のサービス内容をそれぞれ記入すること
B	見直しの余地がないことがわかるように、根拠法令(国の法律・政令)を記入すること	F	緊急性が高く優先的に取り組まなければならない理由を記入すること 見直しの余地がない理由を記入すること
C	民営化、民間委託、市民協働等ができる事務事業の内容及び運営方法を記入すること	G	事務事業の縮小、休廃止による削減額及びそれに伴う町民への影響等を記入すること
D	より効果的、効率的な実施方法や、他課等と類似する取組内容を記入すること		

Ⅱ 受益者負担（使用料）の見直しに係る調査結果

区 分	27年度 当初 予算額 千円	25年度 決算額 千円	別紙手数料一覧の分類（表中の数字は、一覧表のNo.）						今後の予定		担当課
			算定方法が 法令規定 (町に裁量 あり) 1	算定方法が 法令規定 (町に裁量 なし) 2	国県の使用 料に準じて 規定 3	県か統一基 準により規 定 4	実費徴収 5	他施設（近 隣含む）を 参考に設定 6	改定 年度	改定内容	
行政財産使用料	5,058	5,131	○						○(職員通勤車両)		財務課
町営住宅使用料	41,318	38,238	○								健康福祉課
駐車場使用料（町営住宅分）	475	551							○		健康福祉課
子ども子育て支援に係る利用者負担額	26,862	4,527	○								子育て支援課
道路及び付属物占用料	17,800	18,506	○							H29	国基準に基づき見直し予定 都市整備課
水路及び付属物占用料	3,126	3,492	○							H29	国基準に基づき見直し予定 都市整備課
湿生花園利用料金	利用料金	利用料金						○(入園料)	○(会議室等)		観光課
森のふれあい館観覧料	5,100	5,269						○			観光課
ジオミュージアム観覧料	11,700							○			観光課
葬具使用料	88	108						○			総務防災課
都市公園占用料	50	39						○		H29	占用料の額の見直し 都市整備課
都市公園使用料	25	27						○			都市整備課
駐車場使用料	13,000	13,708						○			都市整備課
宮ノ下浄化槽使用料	3,495	3,064						○		H29	5%改定 上下水道温泉課
箱根関所観覧料	162,850	147,276						○			生涯学習課
地域スポーツ施設使用料	278	249						○			生涯学習課
弓道場使用料	127	161						○			生涯学習課
雪害対策自動車用タイヤチェーン使用料	廃止	24									総務防災課
弥坂湯使用料	2,500	2,275							○	H29	消費増税に伴う 改定 総務防災課
宮城野温泉会館使用料	6,300	6,008							○	H29	消費増税に伴う 改定 財務課
総合保健福祉センター使用料	4,000	3,525							○		健康福祉課
老人福祉センター使用料	2,150	1,937							○		健康福祉課
子育て勤労者支援住宅使用料	2,616	2,692							○		子育て支援課

区 分	27年度 当初 予算額 千円	25年度 決算額 千円	別紙手数料一覧の分類（表中の数字は、一覧表のNo.）						今後の予定		担当課
			算定方法が 法令規定 （町に裁量 あり） 1	算定方法が 法令規定 （町に裁量 なし） 2	国県の使用 料に準じて 規定 3	県か統一基 準により規 定 4	実費徴収 5	他施設（近 隣含む）を 参考に設定 6	改定 年度	改定内容	
都市公園施設使用料	1,751	2,195							○		都市整備課
学校施設使用料	56	68							○		学校教育課
夜間照明施設使用料	148	144							○		学校教育課
郷土資料館入館料	1,300	1,438					○（特別展料金）	○（入館料）			生涯学習課
公民館施設使用料	980	697							○		生涯学習課
テニスコート使用料	4,160	3,583							○		生涯学習課
総合体育館使用料	8,100	6,373							○	H28 町内者50%・町外 者33%	生涯学習課
計（額・件数）	325,413	271,305	5	0	0	0	12	15			

● 使用料の現状について

- ・ 調査結果を歳入予算に計上している30科目により分類した結果、分類1「算定方法が法令規定（町に裁量あり）」が5件・16%、分類5「実費徴収」が12件・37%、分類6「他施設を参考に設定」が15件・47%となったもの。
- ・ 使用料の決算額は、近年3億円程度で推移しており、その約5割を箱根関所観覧料が占めている。
- ・ 使用料の見直しは、総合体育館使用料や宮ノ下浄化槽使用料など7使用料で平成28年度以降に改定を予定している。
- ・ ただし、大半が1,000万円以下の予算額であり改定したとしても大幅な歳入増には結びつかない状況であり、さらに、道路及び水路占用料は、国の算定方法の見直しに基づき改定するがマイナス改定であるため、使用料の全体としては改定による増収はほぼ見込めない状況である。

Ⅲ 受益者負担（手数料）の見直しに係る調査結果

区 分	25年度 当初 予算額 千円	25年度 決算額 千円	別紙手数料一覧の分類（表中の数字は、一覧表のNo.）						今後の予定		担当課	
			保管書類等 を紙（証明 書）等で発 行 1	法令審査等 を実施し、 結果を紙等 で発行 2	処理作業に ともなうコ ストの徴収 3	保管書類を 提示し、閲 覧に供する もの 4	実費徴収 5	国県等の規 定に基づく もの 6	改定 年度	改定内容		
戸籍謄抄本手数料	2,354	2,380							○	無		総務防災課
証明閲覧謄抄本手数料	3,942	3,949	○							無		総務防災課
住民基本台帳カード手数料	94	82	○							無		総務防災課
広域証明手数料	110	119	○							無		総務防災課
証明閲覧手数料	1,650	1,546	○(土地等証明)				○(公函閲覧)			無		税務課
督促手数料	260	298						○		無		税務課
土木証明手数料	7	13			○(用途証明)				○(優良宅地造成認定)	無		都市整備課
狂犬病予防注射済票交付等手数料	443	389	○(注射済証)	○(登録事務)						無		環境課
一般ごみ処理手数料	2,440	2,440			○					無		環境課
一般廃棄物処理業許可手数料	18	21			○					無		環境課
粗大ごみ不燃物処理手数料	16,462	17,042			○					無		環境課
粗大ごみ回収手数料	255	229			○					無		環境課
家電リサイクル運搬手数料	90	87			○					無		環境課
一般廃棄物最終処分手数料	0	519			○					無		環境課
し尿くみ取り証紙収入	2,585	2,543			○					無		環境課
危険物貯蔵所等設置許可手数料	211	664							○	無		消防本部
消防関係証明手数料	6	6							○	無		消防本部
農業者年金業務手数料※1	79	91							○	無		観光課
計（額・件数）	31,006	32,418	16	1	8	1	1	5				

※1 …（独）農業者年金基金の業務手数料であり町手数料条例に規定なし

● 手数料の現状について

- ・ 調査結果を歳入予算に計上している18科目により分類した結果、分類1「証明書の発行」が16件・50%、分類3「処理作業のコスト徴収」が8件・25%、分類6「国県の規定に基づくもの」が5件・17%となったもの。
- ・ 手数料の決算額は、近年30,000千円程度で推移しており、その2/3を一般ごみ及び粗大ごみの処理手数料が占めている。
- ・ 手数料の改定予定はないが、これは分類6の「国県等の規定に基づくもの」、及び分類1の「証明書等の発行」は、国の標準政令に基づく戸籍謄抄本手数料や、近隣市町と同水準である住民票や印鑑証明発行手数料であるため、改定の余地がほぼないためである。
- ・ 手数料収入の2/3を占める粗大ごみ処理手数料は、平成19年度に料金改定（15円/kgから25円/kg）を行っているが、ごみ処理に係る受益者負担については、今後、全般的なあり方を検討予定である。

IV 経常費の見直しに係る調査結果

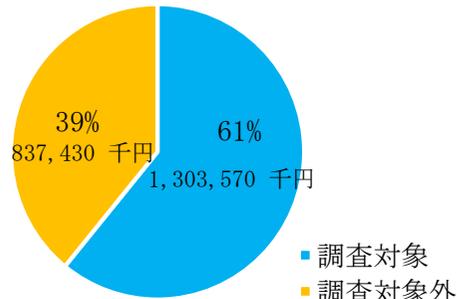
● 調査対象科目

科目	平成27予算経常費			対象科目数 件	義務付けあり		義務付けなし				
	計 千円	うち調査対象 (10万円以上の節) 千円	削減額 見込額 千円		対象・負担 水準の見直し の余地あり	対象・負担 水準の見直し の余地なし	町が直接関 与して実施 する必要が なく見直し 可能	事業手法の 見直しが可 能	受益者負担 の見直しが 可能	今後も優先 して実施す べき事業で ある	優先度・緊 急度を勘案 し見直しが 可能
					A	B	C	D	E	F	G
報償費	34,284	32,673	610	22	1	9	0	1	2	8	1
役務費	102,830	97,614	1,721	137	0	45	5	1	0	83	3
委託料	633,168	623,988	16,829	176	4	63	5	2	0	94	8
負担金補助及び交付金	174,425	170,450	13,210	74	1	6	1	1	1	62	2
扶助費	378,985	378,845	23	17	0	11	0	0	1	5	0
計	1,323,692	1,303,570	32,393	426	6	134	11	5	4	252	14

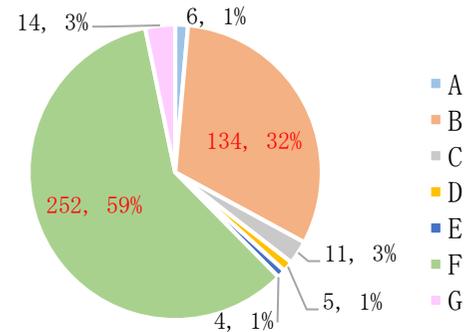
● 調査対象外科目

科目	予算額
需用費	401,410
使用料及び賃借料	198,430
賃金	121,201
工事請負費	36,297
予備費	20,000
旅費	14,863
積立金	10,133
償還金利子及び割引料	9,030
備品購入費	2,971
交際費	1,940
公課費	1,032
補償補填及び賠償金	1
計	817,308

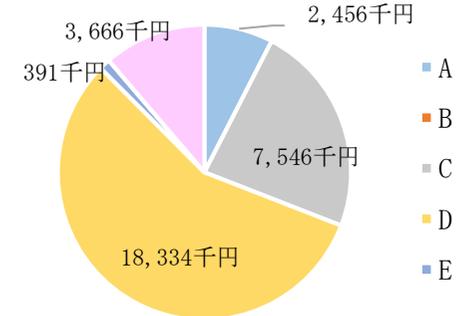
経常費の調査対象



評価区分別内訳



削減見込額別内訳



● 経常費の見直し結果について

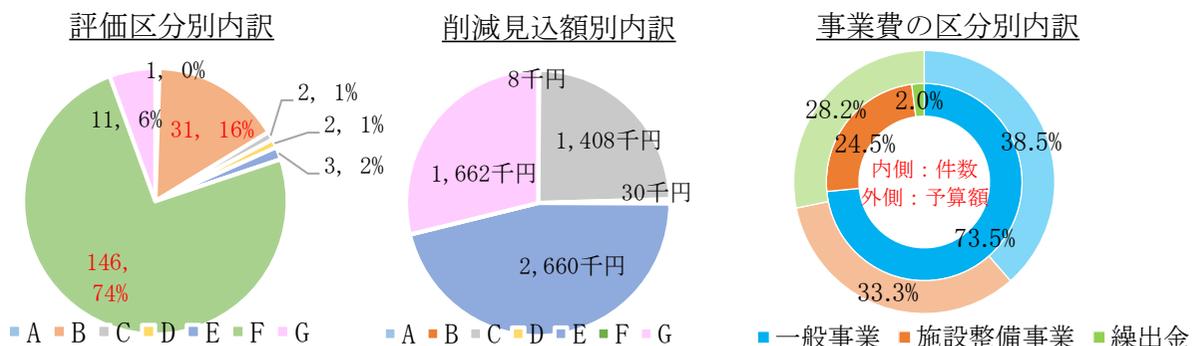
- ・ 経常費調査は、平成6年度から毎年度見直しを行っているため、一部の科目（経常費21.4億円の約6割）に絞って調査を実施したもの。
- ・ 調査結果は、9割が「B」国の法令に基づく義務的執行科目（32%）か「F」今後も継続（59%）で、残り1割が見直し対象という評価となった。
- ・ 見直し対象は、40科目、計32,393千円であるが、このうち7科目は、現時点では削減見込額が算出できない状況である。また、削減額の3/4（24,476千円）は、条件付きの削減案であるため、代替措置や関係団体や指定管理者との調整が必要である。

V 事業費の見直しに係る調査結果

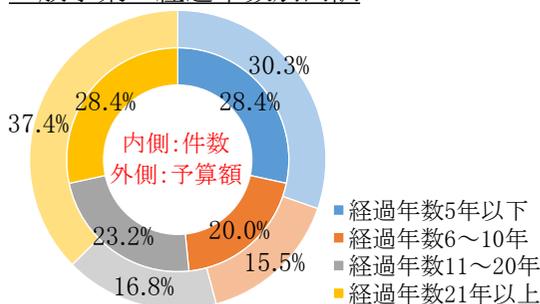
区分	事業費 千円	H27予算額 財源内訳		削減 可能額 千円	事業数 件	義務付けあり		義務付けなし				
		うち特定 財源 千円	うち一般 財源 千円			対象・負担 水準の見直 しの余地あ り A	対象・負担 水準の見直 しの余地な し B	町が直接関 与する必要 がなく見直 し可能 C	事業手法の 見直しが可 能 D	受益者負担 の見直しが 可能 E	今後も優先 して実施す べき事業で ある F	優先度・緊 急度を勘案 し見直しが 可能 G
一般事業	1,164,426	539,086	625,340	4,438	144	1	12	2	1	1	118	9
施設整備事業	1,006,848	718,051	288,797	1,330	48		16		1	2	27	2
繰出金	851,726	63,863	787,863	0	4		3				1	
計	3,023,000	1,321,000	1,702,000	5,768	196	1	31	2	2	3	146	11

一般事業の 経過年数	事業数		27当初予算額	
	割合		割合	
5年以下	39	27.1%	352,994	30.3%
6～10年	27	18.8%	180,596	15.5%
11～20年	34	23.6%	195,395	16.8%
21年以上	44	30.6%	435,441	37.4%
計	144	100.0%	1,164,426	100.0%

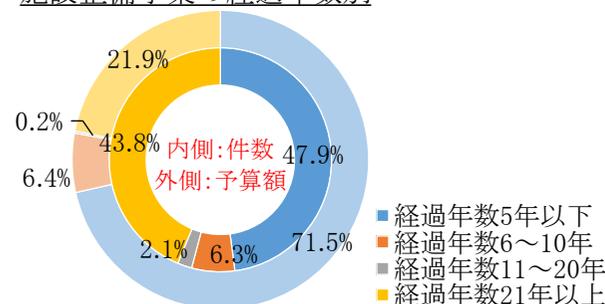
施設整備事業の 経過年数	事業数		27当初予算額	
	割合		割合	
5年以下	23	47.9%	719,682	71.5%
6～10年	3	6.3%	64,461	6.4%
11～20年	1	2.1%	1,990	0.2%
21年以上	21	43.8%	220,715	21.9%
計	48	100.0%	1,006,848	100.0%



一般事業の経過年数別内訳



施設整備事業の経過年数別



● 事業費の見直し結果について

- ・ 事業費調査は、平成27年度当初予算の207事業から、重複している11事業を除いた196事業で調査を実施したもの。
- ・ 調査結果は、9割が「B」国の法令に基づく義務的執行科目（16%）か「F」今後も継続（74%）で、残り1割が見直し対象という評価となり、削減見込額は、一般財源ベースでは、繰出金7.9億円を除いた9.2億円のうち約5百万円にとどまっている。
- ・ これは、一般事業の約7割が、事業開始後6年以上経過しており、これまでの見直しで削減の余地が少なく、また、施設整備事業は、起債等の特定財源を最大限活用しており、一般財源の削減の余地が少ないことによる。